


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆特にありません

## ●本部等の行事

特にありません

## ●支部の行事

月	日	曜	内容	
7	2	金	租税教室（第13支部）	10:50 ~ 12:25 於: 三宅小学校
7	5	月	租税教室（第13支部）	14:00 ~ 14:40 於: 鶴田小学校
7	6	火	租税教室（第13支部）	10:30 ~ 11:15 於: 東花畑小学校
7	7	水	租税教室（第8支部）	9:35 ~ 12:05 於: 警固小学校
7	16	金	租税教室（第13支部）	13:45 ~ 14:30 於: 柏原小学校
7	19	月	租税教室（第13支部）	10:30 ~ 11:15 於: 弥永西小学校

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
7	14	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於: 福新楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
7	2	金	役員会	11:00 ~ 於: 未定

## (I) 税務カレンダー

- 7月12日 ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は1月～6月分を納付）
- 7月15日 ●所得税の予定納税額の減額申請
- 8月2日 ●所得税の予定納税額（第1期分）の納付
  - 5月決算法人の確定申告
  - 11月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 「コロナ禍とリモートワークの税務」

税理士 堤 一 博

コロナ禍は、集団免疫獲得に向けて、ワクチン接種が進んでいますが、残念ながら、今のところ、終息の目途はたっていません。引き続き、厳戒体制で対処する必要があります。

ところで、株式会社三菱総合研究所の「ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望 2021年5月」では、世界経済は、「ワクチン接種ペースの速い米国・英国では、21年の夏頃にはワクチン接種と感染による免疫保有者が人口の7割以上に達する、いわゆる集団免疫の達成が見込まれる」としたうえで、「既往の大規模な財政・金融政策の段階的な見直しが予想」され、「経済安全保障上の重要な分野での調達構造見直しの動きが強まり、実質GDP水準がコロナ危機前（19年末）を回復するのは、21年半ばと予測する」との分析を示しています。

また、日本経済は、「欧米に比べてワクチン接種ペースが遅く、少なくとも21年中は感染拡大が継続するなかで一定の経済活動抑制を余儀なくされ」、「実質GDP成長率は、21年度は同+3%程度、22年度は同+1%台後半と予測する。コロナ危機前の水準（19年10-12月）を回復する時期は、中国（20年4-6月）や米国（21年4-6月）と比べて遅く、22年半ばとなろう。」との見解です。

回復への道のりは、まだまだ長そうです。

さて、今回は、「密」リスク回避のために、「在宅勤務（リモート・ワーク）」を導入されている企業も多いことから、「在宅勤務の源泉所得税」について解説します。

「在宅勤務（リモート・ワーク）」は、事業所での役務提供に代え新規に自宅等でその提供を行います。したがって、パソコン等の環境を整える必要があります。この自宅等における執務環境整備の費用を企業が負担する場合には、いくつかの注意が必要です。一般的に「在宅勤務手当」の名目で支給されることが多いようです。

注意すべきポイントは、返還不要の渡切にするのか、あるいは、実費による精算するのかにより、課税関係が異なることです。

企業が従業員に役務の対価として金銭を支給するものは、原則的に給与とされ、所得税の源泉徴収の対象となります。返還不要の渡切として支給される場合には、「在宅勤務手当」にも、この原則が働きます。企業においては、「給料」等の勘定で経費処理され、月々の給与に併せて支給する場合は、給与の支給額に加算して源泉所得税の月額表を適用することになります。また、一時金的に支給する場合には、臨時的な給与として「賞与」として源泉徴収することになります。

ところが、実費による精算するものであれば、企業においては、「仮払金」等の勘定で処理され、支給段階では企業の経費処理はできませんが、あくまでの企業の「資産」で従業員に帰属するわけではないので、源泉徴収の対象とはなりません。ただし、その後、必ず実費による精算が必要となり、購入等支払内容により、企業において資産計上あるいは経費処理されることとなり、やや事務負担がかかります。

例えば、従業員本人がパソコン等の物品を購入しても、返還不要の渡切の在宅勤務手当で処理する場合には、源泉

徴収の対象となっていますので、物品の所有権（使用・処分権）は従業員にあります。一方、実費による精算の在宅勤務手当での処理の場合には、物品の所有権は企業にあり、従業員に貸与した業務用機器として、その金額に応じて資産計上による減価償却あるいは経費処理することとなりますが、従業員給与としての源泉徴収は不要です。ただし、企業が購入したパソコン等の物品を従業員に支給した場合には、現物給与として、購入価額が経済的利益として源泉徴収の対象となりますので、支給ではなく、貸与の形式にしておく必要があります。

貸与の場合には、勤務管理として、企業所有機器等の業務外使用の禁止を明示しておくことも必要です。

さらに、在宅勤務となれば、さまざまな経費が附帯的に発生します。

このうち、自宅の執務用スペースの使用料という考え方は、所得税法の非課税給与（参照：所得税法第9条、同施行令第21条、所得税基本通達9-9）には該当せず、仮に、使用料を支給するとした場合には、源泉徴収の必要がありますので、念のために！！

主な経費としては、事務消耗品費、通信費、電気料金などがあります。

筆記具やコピー用紙などの消耗品などは、一律の金銭支給とすると返還不要の渡切となり源泉徴収の対象となりますので、従業員立替の実費精算が望ましいと思います。

通信費や電気料金については、在宅勤務の性質上、個人生活費に上乗せされることとなりますが、この算定が非常に困難であることから、国税庁は、下記の業務使用金額相当額での精算支給であれば、源泉徴収の対象外とすることとしています。

#### 1. 通信費の業務使用金額相当額

《算式》：

$$\text{（基本料金など）} \times \left( \frac{\text{1か月の在宅勤務日数}}{\text{月の日数}} \right) \times 2\text{分の}1 \quad (\ast)$$

(※) 1日24時間から平均睡眠時間8時間を除いた16時間を1日として、法定労働時間が8時間であることから、「2分の1」(8時間 / (24時間 - 8時間) = 1 / 2) というかなりざっくりとして業務使用金額相当額の業務使用割合です。

#### 2. 電気料金の業務使用金額相当額

《算式》：

$$\text{（基本料金など）} \times \left( \frac{\text{業務使用面積}}{\text{自宅の床面積}} \right) \times \left( \frac{\text{1か月の在宅勤務日数}}{\text{月の日数}} \right) \times 2\text{分の}1$$

以上の内容は、国税庁が、令和3年1月にアナウンスした「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」（令和3年4月30日更新）に詳細が記載されていますので、必要に応じて参照してください。

ただし、問8と問9の**食券の支給**ですが、これは、あくまでも企業が従業員に食事を支給する場合ですので、**食費を補助（現金支給）**した場合には、給与とみなされ、源泉徴収の対象となりますので、くれぐれもご注意ください。

なお、本文で少し触れたように、企業が在宅勤務用のパソコンを従業員貸与の目的で購入した場合には、原則的には、器具備品として法定耐用年数を4年として減価償却することとなります。しかし、購入金額（1セット）が10万円未満の場合には、消耗品として損金算入できますし、また、20万円未満の場合には、一括償却資産として3年間で償却できます。さらに、30万円未満の場合には、年間300万円以下までなら少額資産として全額損金算入できますので、お忘れなきように！



## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	7					
		23(月)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座(ワード初級)	サンセルコビル
	8		10:30～16:30	本 部	パソコン講座(ワード初級)	サンセルコビル
		24(火)	11:30～12:10	本 部	正副会長会	西鉄グランドホテル
			13:00～14:00	本 部	理事会	〃
		25(水)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座(エクセル初級)	サンセルコビル
		26(木)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座(エクセル初級)	サンセルコビル
	9	3(金)	15:00～16:30	本 部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス
		10(金)	9:00～16:00	本 部	役員ゴルフ交流会	古賀カントリークラブ
	10					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。